

# 運 営 規 程

社会福祉法人 村山福社会

伊奈平苑ケアプランセンター  
(指定居宅介護支援事業所)

伊奈平苑ケアプランセンター  
(指定居宅介護支援事業所)  
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人村山福祉会が開設する伊奈平苑ケアプランセンター（以下「センター」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整する。
3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、ハラスメント防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、必要な措置を講じる。
4. 事業所は、誰であっても、誰からもハラスメントを受けない指定居宅介護支援の提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じる。
5. 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び地域の保健医療福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 伊奈平苑在ケアプランセンター  
(指定居宅介護支援事業所)

(2) 所在地 東京都武蔵村山市伊奈平6-14-2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名〔常勤職員（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務〕  
管理者は、センターの従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 介護支援専門員3名以上〔常勤職員（専任）2名以上、常勤職員（管理者と兼務）1名〕  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(3) 事務職員 1名〔常勤職員（兼務）1名〕

事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日  
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準【別紙1】料金規程によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成し、利用者に交付する。使用する課題分析表の種類は、利用者の状況を勘案し書式化されたアセスメント方式を使用する。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたって、介護支援専門員は、利用者やその家族に対して、居宅介護サービス計画に位置付けるサービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めることが可能であること及び当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明しなければならない。
- (3) 居宅介護支援の開始に際し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明しなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関して利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡・調整を行う。
- (5) 利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。また、利用者が入院した際には、入院先医療機関に担当介護支援専門員の氏名等を提供するようご家族等に依頼を行う。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、特段の事情のない限り少なくとも1ヵ月に1回訪問することにより利用者の状況把握を行い、かつ、少なくとも1ヶ月に1回居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録し、必要に応じて居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- (7) 介護支援専門員は、要介護認定や要介護認定の更新、要介護区分の変更があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに居宅サービス計画の内容について担当者から意見を求めるものとする。
- (8) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたって、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(9) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者にかかる必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費については、その実費を徴収する場合がある。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は武蔵村山市、東大和市、立川市、昭島市、瑞穂町とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しはなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な助言を行うものとする。

4. 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業者従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 センターは、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年2回以上
  - (3) 虐待防止のための研修 年1回以上
  - (4) 感染症及びまん延防止のための研修 年1回以上
  - (5) 感染症及び災害発生時の事業継続計画（BCP）研修及び訓練（各年1回以上）
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人村山福祉会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（各年1回以上）に実施する。

（感染症対策）

第13条 事業所において、感染症や食中毒の発生又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下、「感染症対策委員会」という。）（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染症対策委員会にて随時見直しを行う。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から実施する。

ただし、要介護認定等に係る居宅サービス計画の作成等については、平成11月10月1日から行うものとする。

令和 3年 4月 1日 一部改正。

令和 6年 4月 1日 一部改正。

【別紙1】

○料金規程

1. 居宅介護支援の費用（厚生労働大臣の定める基準による。）

区分	介護報酬告示額	
	居宅介護支援費（Ⅰ）	
	サービス単位数	利用料
要介護1	1,086単位/月	11,316円/月
要介護2	1,086単位/月	11,316円/月
要介護3	1,411単位/月	14,702円/月
要介護4	1,411単位/月	14,702円/月
要介護5	1,411単位/月	14,702円/月

※点数単価 10.42

（加算項目）

	サービス単位数	利用料
初回加算	300単位/月	3,126円/月
通院情報連携加算	50単位/月	521円/月
特定事業所加算（Ⅰ）	519単位/月	5,407円/月
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位/月	4,386円/月
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位/月	3,365円/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月	1,302円/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/月	2,605円/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位/月	2,084円/月
退院・退所加算		
（Ⅰ）イ	450単位/月	4,689円/月
（Ⅰ）ロ	600単位/月	6,252円/月
（Ⅱ）イ	600単位/月	6,252円/月
（Ⅱ）ロ	750単位/月	7,815円/月
（Ⅲ）	900単位/月	9,378円/月
緊急時カンファレンス加算	200単位/月	2,084円/月
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月	4,168円/月

※点数単価 10.42

※上表に掲げる金額が、提供する居宅介護支援の月額費用となりますが、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。